

正 多面的機能支払交付金実施要領（本文3ページ）
令和2年5月22日 農林水産省webページ掲載

- (3) 要綱別紙1の第5の2の(4)の交付金額には、要綱別紙1の第6の2及び要綱別紙2の第6の2の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額及び活動期間の総額を記載する。
- (4) 要綱別紙1の第5の2の(5)の位置図には、対象組織が活動を行う農用地及び水路・農道等の施設を図示する。
- (5) 要綱別紙1の第5の2の(6)の構造変化に対応した保安全管理の目標には、担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、地域資源を適切に保安全管理するための目標を記載する。
- (6) 要綱別紙1の第5の2の(7)の実施計画には、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合した対象組織の活動の計画を記載する。
- (7) 要綱別紙1の第5の2の(8)の保安全管理する区域内に存在する集落数には、農林業センサスにおける農業集落数を計上する。
- (8) 要綱別紙1の第5の2の(9)の保安全管理する区域の農業地域類型には、対象農用地に係る「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分を記載する。
- (9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保安全管理する区域の**地域振興立法8法の該当状況**には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島（以下「8法地域」という。）に該当する場合は記載する。
- (10) 要綱別紙1の第5の2の(11)のその他必要な事項には、7の(5)に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。
- (11) 2の(4)の多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を行う場合は、当該活動の計画を記載する。
- (12) 要綱別紙2の第2の1の(3)及び2の(4)の対象組織については、農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理活動を行う旨を記載する。
- (13) 要綱別紙2の第2の2の(4)の対象組織のうち、資源向上活動（長寿命化）を行う対象組織については、(12)に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。

誤 多面的機能支払交付金実施要領（本文3ページ）
令和2年4月3日 農林水産省webページ掲載

- (3) 要綱別紙1の第5の2の(4)の交付金額には、要綱別紙1の第6の2及び要綱別紙2の第6の2の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額及び活動期間の総額を記載する。
- (4) 要綱別紙1の第5の2の(5)の位置図には、対象組織が活動を行う農用地及び水路・農道等の施設を図示する。
- (5) 要綱別紙1の第5の2の(6)の構造変化に対応した保安全管理の目標には、担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、地域資源を適切に保安全管理するための目標を記載する。
- (6) 要綱別紙1の第5の2の(7)の実施計画には、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合した対象組織の活動の計画を記載する。
- (7) 要綱別紙1の第5の2の(8)の保安全管理する区域内に存在する集落数には、農林業センサスにおける農業集落数を計上する。
- (8) 要綱別紙1の第5の2の(9)の保安全管理する区域の農業地域類型には、対象農用地に係る「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分を記載する。
- (9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保安全管理する区域の**地域振興立法の該当状況**には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、**棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域**、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島に該当する場合は記載する。
- (10) 要綱別紙1の第5の2の(11)のその他必要な事項には、7の(5)に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。
- (11) 2の(4)の多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を行う場合は、当該活動の計画を記載する。
- (12) 要綱別紙2の第2の1の(3)及び2の(4)の対象組織については、農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理活動を行う旨を記載する。
- (13) 要綱別紙2の第2の2の(4)の対象組織のうち、資源向上活動（長寿命化）を行う対象組織については、(12)に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。

（別記3-1様式第5号）

番 号
年 月 日

対象組織代表
氏 名 殿

〇〇市町村長 印

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の8及び別紙2の第5の9に基づき、実施状況について確認したことを通知する。

記

- 1 農地維持支払 実施状況確認チェックシート
- 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）実施状況確認チェックシート
- 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）実施状況確認チェックシート

<施行注意>

該当しない項目については削除するものとする。

（別記3-1様式第5号）

番 号
年 月 日

対象組織代表
氏 名 殿

〇〇市町村長 印

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の8及び別紙2の第5の8に基づき、実施状況について確認したことを通知する。

記

- 1 農地維持支払 実施状況確認チェックシート
- 2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）実施状況確認チェックシート
- 3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）実施状況確認チェックシート

<施行注意>

該当しない項目については削除するものとする。